

## 保護者様

学校保健安全法施行規則の規定により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。出席停止期間は、学校を休んでも欠席日数にはなりません。

なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」「検査結果の陰性」について医師等の診察を受ける必要はありませんが、症状が続く場合等、心配がある場合は医師の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症が軽快し登校する時は、この「出席停止期間終了報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

発症日から10日間は感染の恐れがありますので、出席停止期間の基準を満たした場合でも、登校する際は感染症対策にご協力をお願いします。

## 新型コロナウイルス出席停止期間終了報告書

長野県池田工業高等学校長様

年 組 生徒氏名

発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
受診日	令和 年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日まで

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
/	/	/	/	/	/	/	/
症状 軽快日	/	/	/	/	/	/	/
4日目までに症状軽快した場合6日目に登校可能							
5日目に症状軽快した場合7日目に登校可能							

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

※無症状の場合は、「医療機関での検体採取日」を「発症日」欄に記入すること。

令和 年 月 日

保護者氏名